

防防調第18144号  
26.12.10  
改正 防官文(事)第18号  
27.10.1  
防防調(事)第279号  
令和2年6月30日  
防防調(事)第184号  
令和3年7月1日  
防防調(事)第156号  
令和4年4月7日  
防防調(事)第117号  
令和5年3月31日  
防防調(事)第258号  
令和5年6月30日

大臣官房長  
各局長  
施設等機関の長  
各幕僚長  
情報本部長 殿  
技術研究本部長  
装備施設本部長  
防衛監察監  
各地方防衛局長

事務次官  
(公印省略)

特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令の運用について  
(通達)

標記について、別紙のとおり定められたので、この実施に遺漏のないよう期せられたい。

添付書類：別紙

## 特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令の運用について

## 目次

- 第1章 総則関係（第1・第2）
- 第2章 本省職員についての適性評価の実施関係（第1－第8）
- 第3章 適合事業者の従業者についての適性評価の実施関係（第1－第7）
- 第4章 適性評価に関する個人情報等の管理関係（第1・第2）
- 第5章 雑則関係（第1・第2）

## 第1章 総則関係

## 第1 適性評価に関する事務に関与することができる者

特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令（平成26年防衛省訓令第65号。以下「訓令」という。）第3条第1項に規定する「適性評価に関する事務」とは、訓令第2章第3節及び第3章第3節に規定する調査の実施、訓令第21条及び第45条に規定する評価結果に係る手続並びに訓令第2章第7節及び第3章第7節に規定する適性評価の実施状況の記録をいう。

## 第2 留意事項

訓令第4条第1項に規定するとおり、評価対象者の選定は過不足なく必要な者に範囲を限って行うようにしなければならない。例えば、関連業務を行う見込みが全くない者を将来の事情変更に備えて念のため評価対象者にしておくなど、過度に広く範囲を設定することは許されない。一方で、範囲を過度に狭く設定し、業務上必要な者が必要な場面で特定秘密を取り扱えなくなることも問題であり、双方の観点から慎重な検討が求められる。

## 第2章 本省職員についての適性評価の実施関係

## 第1 適性評価の実施体制

- 1 訓令第5条中の表の左欄に掲げる本省職員に、右欄に掲げる者が含まれる場合、その者の適性評価について、訓令第3条第2項の規定によりその者が関与することができない事務については、その者の直近下位の者が代理するものとする。
- 2 訓令第6条に規定する適性評価実施担当者の指名は、付紙第1号様式により行うものとする。
- 3 訓令第6条の規定に基づき適性評価実施責任者が適性評価実施担当者を指名するに当たっては、原則として、適性評価実施責任者が適性評価の実施に関する事務を総括する機関等に所属する者から指名するものとする。ただし、適性

評価実施責任者が特に必要があると認める場合はその限りでない。

## 第2 評価対象者の選定並びに適性評価の実施についての告知及び同意

### 1 名簿の提出

- (1) 特定秘密管理者は、訓令第7条第1項の規定に基づき候補者名簿を作成する際、自らについても登載するものとする。
- (2) 特定秘密管理者は、候補者名簿の作成の時点で本省職員である者のほか、本省職員として特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれる者であって採用が予定されているものを候補者名簿に登載することができる。この場合において、例えば、他省庁等の職員が本省職員に採用される場合又は本省職員であった者が任命権者の要請に応じ他省庁等に出向した後、引き続いて本省職員に採用される場合に特定秘密の取扱いの業務を行うときは、これらの者の異動が確実になった時点から候補者名簿に登載できるものとする。
- (3) 本省職員としての採用が予定されている者（前項後段に掲げる場合を除く。）については、採用後直ちに特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれる場合を除き、採用前には適性評価を実施しないものとする。
- (4) 特定秘密管理者は、第2号に規定する「本省職員として特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれる者」に該当するか否かの判断を含め、候補者名簿に本省職員に登載するか否かの判断を行うに当たって、訓令第60条の規定に基づき適性評価実施責任者に問い合わせることができる。
- (5) 訓令第7条第2項の規定による通知は、付紙第2号様式により行うものとする。
- (6) 第2号及び第4号の規定は、防衛政策局長による訓令第7条第3項の規定に基づく候補者名簿の作成に準用する。
- (7) 適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められ、退職の時点において当該適性評価の結果の通知の日から5年を経過していない本省職員が、退職後すみやかに防衛大臣補佐官等、予備自衛官、即応予備自衛官若しくは自衛隊法（昭和29年法律第165号）第41条の2第1項に規定する定年前再任用短時間勤務隊員に任命されたとき又は同法第45条の2第1項の規定により引き続き採用されたときは、これらの者を候補者名簿に登載することを要しない。

### 2 名簿の承認

- (1) 訓令第8条第1項の規定による申請は、付紙第3号様式により行うものとする。
- (2) 適性評価実施責任者は、訓令第8条第1項の規定に基づき、候補者名簿に登載された本省職員について適性評価を実施する必要があると認めなかったときは、訓令第8条第2項に規定する通知によりその旨を特定秘密管理者に

通知するものとする。ただし、候補者名簿に登載された本省職員が防衛大臣補佐官等である場合には、防衛政策局長に通知するものとする。

- (3) 適性評価実施責任者は、候補者名簿に登載された本省職員について適性評価を実施する必要があると認められないと考えるときは、訓令第60条の規定に基づき、特定秘密管理者に当該本省職員が担当する業務の詳細などにつき問い合わせることができる。ただし、当該本省職員が防衛大臣補佐官等である場合には、防衛政策局長に問い合わせるものとする。
- (4) 訓令第8条第2項の規定による通知は、付紙第4号様式により行うものとする。

### 3 評価対象者に対する告知

- (1) 適性評価実施担当者は、訓令第9条の規定に基づき評価対象者に「適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）」を交付するときは、併せて、同意書、不同意書、同意の取下書及び質問票を交付するものとする。その際、事務連絡等により、本人確認書類、旅券の写し等必要な資料の提出や、書面による提出時に封筒（不透明質のものに限る。以下同じ。）に確実に封をすること及び電磁的記録による提出時に、適切な情報セキュリティ対策を講じること等を求めるものとする。
- (2) 前号の規定による書類（電磁的記録を含む。以下同じ。）の交付は、手交、郵送、電子メールでの送信その他の適当な方法により行うことができる。
- (3) 評価対象者は、第1号に掲げる書類は、書面又は電磁的記録により提出するものとする。
- (4) 適性評価実施担当者は、第三者を介して前号に掲げる書類の提出を受けることができる。この場合において、適性評価実施担当者は、評価対象者に対し、提出される書類の記載又は記録内容が第三者に知られることのないよう適切な措置を講じさせるものとする。

### 4 評価対象者の同意等

- (1) 適性評価実施担当者は、評価対象者が海外で勤務しているため同意書が到達するまでに時間を要する場合や、速やかに適性評価を実施する必要がある場合においては、評価対象者から同意書を発出したとの連絡があった時点から調査を開始することができる。
- (2) 訓令第10条第3項の規定による申出は、評価対象者が、その氏名、生年月日、所属する部署、役職名、連絡先、変更を希望する旨を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を適性評価実施担当者に提出することにより行うものとする。

### 5 評価対象者の不同意等

- (1) 訓令第11条第1項の規定による報告は、付紙第5号様式により行うもの

とする。

- (2) 訓令第11条第1項に規定する「評価対象者から同意書若しくは不同意書の提出を受けられなかったとき」には、「適性評価の実施についての同意書」及び「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」のうちいずれかの提出が得られない場合を含むものとする。
- (3) 適性評価実施担当者は、評価対象者から同意書若しくは不同意書の提出を受けられないときは、当該評価対象者に対し、同意するか否かについて意思を明らかにするよう求めるとともに、その後相当の期間を経過してもなお評価対象者が意思を示さない場合には同意を得られなかったものとして扱う旨を伝達するものとする。この場合において、適性評価実施担当者は、当該評価対象者とのやり取りを文書化し、第4章第1第2項第2号に規定する文書として保存するものとする。
- (4) 訓令第11条第3項の規定による通知は、付紙第6号様式により行うものとする。

#### 6 評価対象者の同意の取下げ

- (1) 訓令第12条第2項の規定による報告は、付紙第7号様式により行うものとする。
- (2) 訓令第12条第4項の規定による通知は、付紙第8号様式により行うものとする。

### 第3 調査の実施

#### 1 評価対象者による質問票の提出等

- (1) 訓令第13条第1項に規定する資料の提出については、質問票3（10）に「ある」と回答した評価対象者は旅券の写しを提出することを原則とし、適性評価実施担当者は、その旨を第2第3項第1号に規定する事務連絡等により評価対象者に伝達するものとする。ただし、評価対象者が海外で勤務している等の事情により、速やかに旅券の写しを提出することが困難な場合には、この限りでない。
- (2) 適性評価実施担当者は、訓令第13条第2項に規定する求めを行った上で、質問票の記載内容又は記録状況を確認し、不備がある場合には、評価対象者に対して再度の提出又は補正を求めるものとする。
- (3) 前号に規定する場合において、不備が形式的又は軽微なものであるときは、評価対象者に電話等を通じて確認し、聴取した内容を文書化した上で、質問票に添付することにより補正することができる。この場合において、提出された質問票それ自体に適性評価実施担当者が加除修正を記入し、又は記録することは許されない。
- (4) 適性評価実施担当者は、前2号の規定による確認を電話により行う場合に

は、評価対象者本人や家族についての基本的事項を質問するなどして、本人確認を行うものとする。

## 2 上司等に対する質問等

- (1) 適性評価実施担当者は、訓令第14条第1項に規定する「評価対象者の職務の遂行状況等についてよく知ると認める上司等」を、評価対象者の上司、人事担当者等の中から選定するものとする。
- (2) 適性評価実施担当者は、前号の規定による選定を行うに当たって、評価対象者が所属する機関、部隊等の幹部職員等に対して意見を求めることができる。ただし、評価対象者が適性評価の対象となっていることは殊更に周知すべきものではないことから、意見を求める者の範囲を必要最小限にとどめるものとする。
- (3) 適性評価実施担当者は、訓令第14条第1項の規定に基づき調査票の提出を求める際、事務連絡等により、書面による提出時に封筒に確実に封をすること及び電磁的記録による提出時に、適切な情報セキュリティ対策を講じること等を求めるものとする。この場合において、調査票の交付は、手交、郵送、電子メールでの送信その他の適当な方法により行うことができる。
- (4) 調査票については、記載者は書面又は電磁的記録により提出するものとする。
- (5) 適性評価実施担当者は、第三者を介して調査票の提出を受けることができる。この場合において、適性評価実施担当者は、調査票の記載者に対し、調査票の記載内容又は記録内容が第三者に知られることのないよう適切な措置を講じさせるものとする。
- (6) 適性評価実施担当者は、調査票に記載され、又は記録された内容を確認し、不備がある場合には、調査票記載者に対し、補正を求めるものとする。この場合における調査票の補正は、第1項第3号に準じて行うものとする。
- (7) 訓令第14条第3項の規定に基づき関係者に対する質問を行うに当たっては、関係者以外の者に、関係者への連絡の取次ぎや、対面で質問を行う際の場所の確保を依頼することができる。ただし、連絡の取次ぎや場所の確保を行う者に対し、質問の内容その他調査の内容にわたる事項を知らせてはならない。
- (8) 関係者に対する質問は、あくまでも評価対象者本人に関するものに限られ、例えば、評価対象者の思想、信条及び宗教や、家族の犯罪歴等、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「法」という。）第12条第2項各号に掲げる調査事項に関係しない事項について質問することは認められない。
- (9) 関係者に対する質問を行うに際し、関係者から求めがあったときは、評価

対象者が提出した「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」の写しを提示し、又は交付するものとする。

### 3 人事管理情報等による確認

- (1) 訓令第15条に規定する「人事管理についての情報等」には、人事記録（人事記録に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第25号）第2条に規定する人事記録をいう。）、懲戒処分等の記録、秘密の保全に係る検査（秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）第48条及び第49条、特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）第31条及び第32条並びに特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第38号）第47条及び第48条に規定する検査をいう。）の記録、情報保証に係る自己点検等（防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）第51条に規定する自己点検、同訓令第52条に規定する監査、同訓令第53条に規定する特別監査及び同訓令第54条に規定する報告をいう。）の記録等が含まれる。
- (2) 適性評価実施担当者は、人事管理についての情報等による確認を行うに当たっては、関係部署等に対して評価対象者に関する全ての情報を求めるのではなく、必要な情報を特定した上で報告を求めるものとする。この際、口頭で報告を受けることも排除されないが、その場合には、報告の経緯や内容を文書化し、第4章第1第2項に規定する文書として保存するものとする。
- (3) 他の行政機関に対して人事管理についての情報等による確認を行うことは、法第12条第4項に定める公務所等への照会に当たるが、行政機関間の手続であることから、照会書の交付を省略することができる。

### 4 評価対象者に対する面接等

- (1) 訓令第16条に規定する面接は、対面で又は電話を通じて質問を行うことをいい、複数回行うことができる。ただし、電話を通じて質問を行うときは、口頭による本人確認を行うほか、質疑応答の経緯、内容を文書化し、第4章第1第2項に規定する文書として保存するものとする。
- (2) 評価対象者に対する面接を行うに当たっては、第三者に連絡の取次ぎや面接場所の確保を依頼することができる。ただし、当該第三者に対して面接の内容にわたる事項を知らせてはならない。
- (3) 訓令第16条に規定する資料の提出の要求は、面接時に限らず、調査を実施している間、随時行うことができる。

### 5 公務所又は公私の団体に対する照会

- (1) 訓令第17条第1項の規定による照会は、以下の手順で行うものとする。
  - ア 適性評価実施担当者は、調査において公務所等へ照会書を交付して照会を行うことが必要と判断されるときは、適性評価実施責任者にその旨を報

告するものとする。

イ 適性評価実施責任者は、アの規定による報告に基づき、公務所等へ照会を行う必要がある旨を防衛大臣に報告することを、付紙第9号様式により防衛政策局長に依頼するものとする。

ウ 防衛政策局長は、イの規定による依頼に基づき、公務所等へ照会を行う必要がある旨を防衛大臣に報告するものとする。

エ 防衛大臣は、前項の報告を踏まえ、公務所等に対する照会を行う。

オ エの規定による照会は、防衛政策局調査課情報保全企画室を通じて行うものとする。

(2) 訓令第17条第2項に規定する照会書については、照会先が、照会書を要しないと明示的に意思表示した場合に限り、照会書を省略することができる。ただし、国の行政機関の間の照会については、照会書の交付を求められたときに限り、これを交付すれば足りる。

#### 6 適性評価実施担当者証の携帯等

訓令第18条に規定する適性評価実施担当者証については、適性評価実施担当者を指名した適性評価実施責任者が、防衛大臣に対し、付紙第10号様式によりその発行を依頼するものとする。

#### 7 手続の中止

訓令第19条第2項の規定による報告は、付紙第11号様式により行うものとする。

### 第4 評価及び結果等の通知

#### 1 評価結果に係る手続

訓令第21条第2項の規定による依頼は、付紙第12号様式により行うものとする。

#### 2 特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者への結果の通知等

(1) 適性評価実施担当者は、特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者が誓約書を適性評価実施担当者に提出する際、その写しを特定秘密管理者に提出するよう求めるものとする。ただし、特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者が防衛大臣補佐官等である場合は、防衛政策局長に提出するよう求めるものとする。

(2) 特定秘密管理者又は防衛政策局長は、前号に規定する写しの提出を受けるまでの間は、特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者に特定秘密の取扱いの業務を行わせてはならない。

#### 3 特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった者への結果の通知等

特定秘密管理者は、適性評価の結果を受けて、評価対象者の配置換等が必要と認めるときは、その旨を人事担当部署に連絡するものとする。

#### 4 特定秘密管理者への結果の通知等

訓令第24条の規定による通知は、付紙第13号様式により行うものとする。

#### 5 誓約書に基づく申出の徹底

特定秘密管理者は、特定秘密取扱職員が属する機関等で実施する特定秘密の保護に関する教育等の機会を活用して、特定秘密取扱職員に訓令第22条第2項に規定する申出を徹底させるものとする。

### 第5 苦情の申出とその処理

#### 1 苦情の申出等

- (1) 苦情受理窓口の職員は、訓令第26条第1項に規定する苦情の申出があったときは、苦情を処理するか否かは内容を確認した後に連絡する旨を苦情申出者に伝えるものとする。この際、必要事項の記載漏れ又は記録漏れ等の軽微な誤りがあった場合には、補正するよう苦情申出者に対して促すものとする。
- (2) 訓令第26条第2項の規定による報告及び上申は、付紙第14号様式により行うものとする。
- (3) 訓令第26条第4項の規定による苦情処理担当者の指名は、付紙第15号様式により行うものとする。
- (4) 苦情処理責任者は、苦情ごとに苦情処理担当者を指名するものとする。その際、一つの苦情につき複数の適性評価実施担当者を指定することを妨げない。
- (5) 苦情受理窓口の職員、苦情処理担当者及び適性評価実施担当者については、訓令第26条第4項に規定する場合を除き、同一人であることを妨げない。
- (6) 訓令第26条第6項の規定による通知は、付紙第16号様式により行うものとする。

#### 2 苦情の処理の手續

訓令第27条第4項の規定による上申は、付紙第17号様式により行うものとする。

#### 3 苦情処理結果の通知等

- (1) 訓令第28条第3項の規定による勧告、同条第4項の規定による報告、同条第5項の規定による通知及び同条第6項の規定による通知の様式は、適宜とする。
- (2) 訓令第28条第6項の規定に基づき改めて適性評価を行う場合は、苦情申出者に改めて告知を行い、その同意を得た上で適性評価を行うものとする。その際、当該苦情申出者に対する調査に直接従事する適性評価実施担当者には、苦情の対象となった適性評価における調査に直接従事した適性評価実施

担当者と異なる者を充てるよう努めるものとする。

## 第6 適性評価実施後の措置

- 1 訓令第30条第1項に規定する「把握に努める」とは、特定秘密取扱職員の上司等が、当該職員が属する機関等で実施する当該職員の状況を把握する個別面談等の機会を活用し、訓令第30条第1項各号の事情が職務の内外を問わず生じていないかどうかの確認を年1回以上行い、状況の変化の継続的な把握に努めることをいう。
- 2 訓令第30条第3項に規定する連絡又は申出に係る事情が同条第1項第1号から第8号までに掲げる事情に該当する場合には、原則として、当該事情は法第12条第1項第3号に規定する事情に該当するものと判断される。
- 3 訓令第30条第3項に規定する必要な措置は、次に掲げる措置を例として講ずるものとする。
  - (1) 本省職員に説明した上で、一時的に特定秘密の取扱いの業務を行わせないこととすること
  - (2) 一時的な配置換を行うこと
- 4 訓令第30条第3項の規定による通知は、付紙第18号様式により行うものとする。
- 5 特定秘密管理者は、訓令第30条第3項の規定に基づき改めて適性評価を行うときは、評価対象者を記載し、又は記録した候補者名簿を作成して適性評価実施責任者に提出するものとする。この場合において、じ後の手続は、訓令第2章第2節から第4節までの規定に基づき行うものとする。
- 6 訓令第30条第4項の規定による通知は、付紙第19号様式により行うものとする。

## 第7 適性評価の実施状況の記録

- 1 訓令第31条第1項に規定する帳簿の様式は、付紙第20号様式のとおりとする。
- 2 訓令第31条第2項に規定する帳簿の様式は、付紙第21号様式のとおりとする。

## 第8 評価対象者等が異動をした場合の特例

- 1 評価対象者が適性評価手続中に異動した場合の特例
  - (1) 訓令第32条第1項の規定については、異動後の適性評価実施責任者は、異動後の評価対象者が登載された候補者名簿に係る大臣の承認が得られ次第、異動前の適性評価実施責任者に対し、当該評価対象者の適性評価に関する事務の引継ぎを求めるものとする。
  - (2) 訓令第32条第1項に規定する引継ぎは、異動前の適性評価実施担当者が、

異動後の適性評価実施担当者に対し、異動した本省職員に係る同意書、質問票及び調査票その他の関係書類の原本を添付して行うものとする。

- (3) 訓令第32条第1項に規定する場合において、異動前の適性評価実施責任者は、訓令第17条第1項に規定する照会を第3第5項第1号に規定する手順で行っているときは、防衛政策局調査課情報保全企画室に対して評価対象者の異動を通知するものとする。

## 2 評価対象者等が適性評価手続後に異動した場合の特例

- (1) 訓令第33条第1項に規定する通知は、付紙第22号様式により行うものとする。
- (2) 異動後の適性評価実施責任者は、前号の通知を受けた本省職員に係る同意書、質問票、誓約書、調査票その他の関係書類の確認を行う必要があるときは、異動前の適性評価実施責任者に対してその写しの提出を求めることができる。

## 第3章 適合事業者の従業者についての適性評価の実施関係

### 第1 適性評価の実施体制

訓令第34条と同様に、適合事業者の従業者に対する適性評価に係る規定については、本章に定めるもののほか、第2章第1第2項及び第3項、第2第2項第1号及び第4号並びに第3項から第6項まで、第3第1項、第2項第3号から第9号まで、第3項、第4項、第5項第2号、第6項及び第7項、第4第4項、第5第1項、第2項及び第3項第2号並びに第6第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する。

### 第2 評価対象者の選定並びに適性評価の実施についての告知及び同意

#### 1 名簿の受領

- (1) 防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第2条に規定する契約担当官等は、適合事業者に対して、訓令第3章第2節から第6節までに規定する事務を実施する受付窓口を事前に知らせるものとする。  
なお、受付窓口を知らせるに当たっては、適性評価について分かりやすい説明を併せて行い、その実施についてよく適合事業者の理解を得るものとする。
- (2) 訓令第37条第2項に規定する「本省との保全契約を締結した後等」には、適合事業者が随意契約（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3に規定する随意契約をいう。）である保全契約の相手方として承認された後又は適合事業者が保全契約の落札者となった後が含まれる。
- (3) 訓令第37条第4項の規定による通知は、付紙第23号様式により行うものとする。
- (4) 訓令第37条第6項の規定による通知の様式は、適宜とする。

## 2 名簿の承認

訓令第38条第3項の規定による通知は、付紙第24号様式により行うものとする。

## 第3 調査の実施

### 1 上司等に対する質問等

- (1) 適性評価実施担当者は、訓令第43条第1項に規定する「評価対象者の職務の遂行状況等についてよく知ると認める従業者等」を、評価対象者の上司、人事担当者等の中から選定するものとする。
- (2) 適性評価実施担当者は、前項の規定による選定を行うに当たって、適合事業者に対して評価対象者が所属する部署における上司についての情報を求めるなど、適合事業者と調整を行うものとする。
- (3) 適性評価実施担当者は、訓令第43条第3項の規定に基づき関係者に対する質問を行うに当たって、適合事業者に対して疑義を解消するのに適当な者を紹介するよう求めるなど、適合事業者と調整を行うものとする。
- (4) 前各号の規定に基づき適合事業者との調整を行うに当たっては、評価対象者が適性評価の対象となっていることは殊更に周知すべきものではないことから、意見を求める者の範囲を必要最小限にとどめるものとする。

### 2 公務所又は公私の団体に対する照会

訓令第34条において準用する訓令第17条第1項の規定による照会は、以下の手順で行うものとする。

ア 適性評価実施担当者は、調査において公務所等へ照会書を交付して照会を行うことが必要と判断されるときは、適性評価実施責任者にその旨を報告するものとする。

イ 適性評価実施責任者は、アの規定による報告に基づき、公務所等へ照会を行う必要がある旨を防衛大臣に報告することを、付紙第9号様式により防衛政策局長に依頼するものとする。

ウ 防衛政策局長は、イの規定による依頼に基づき、公務所等へ照会を行う必要がある旨を防衛大臣に報告するものとする。

エ 防衛大臣は、前項の報告を踏まえ、公務所等に対する照会を行う。

オ エの規定による照会は、防衛政策局調査課情報保全企画室を通じて行うものとする。

## 第4 評価及び結果等の通知

1 訓令第45条第2項の規定による依頼は、付紙第25号様式により行うものとする。

2 適性評価実施担当者は、特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者が、誓約書を適性評価実施担当者に提出する際、その写しを特定秘密管理者に提出

することを求めるものとする。

- 3 特定秘密管理者は、訓令第48条第2項の規定による通知をするに当たり、適合事業者に対し、特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者が誓約書を適性評価実施担当者に提出するまでの間は、特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者に特定秘密の取扱いの業務を行わせないように求めるものとする。

#### 第5 苦情の申出とその処理

訓令第50条第3項の規定による勧告、同条第4項の規定による報告及び同条第5項から第7項までの規定による通知の様式は、適宜とする。

#### 第6 適性評価実施後の措置

特定秘密管理者は、訓令第51条第1項に規定する必要な措置を講じたことにつき、適合事業者に報告させるものとする。

#### 第7 適性評価の実施状況の記録

- 1 訓令第52条第1項に規定する帳簿の様式は、付紙第26号様式のとおりとする。
- 2 訓令第52条第2項に規定する帳簿の様式は、付紙第27号様式のとおりとする。

### 第4章 適性評価に関する個人情報等の管理関係

#### 第1 適性評価に関する文書等の管理

- 1 訓令第53条の規定に基づき適性評価に関する文書等を管理するに当たっては、当該文書等を電磁的記録により保存することができる。
- 2 適性評価実施責任者は、適性評価に係る文書等について、次の各号に掲げる文書等の区分に応じ、当該各号に定める期間又はそれ以上の期間保存するものとする。
  - (1) 適性評価の実施に当たって作成又は取得した文書等（次号に掲げるものを除く。）評価対象者に対し、訓令第19条第3項、第22条第1項、第23条第1項、第46条第1項又は第47条第1項の規定による通知を行った日の属する年度の翌年度の4月1日から起算し5年
  - (2) 評価対象者から不同意書又は同意の取下書が提出された場合の適性評価の実施に当たって作成又は取得した文書等 不同意書又は同意の取下書が提出された日の属する年度の翌年度の4月1日から起算し3年
- 3 特定秘密管理者は、適性評価に係る文書等について、次の各号に掲げる文書等の区分に応じ、当該各号に定める期間又はそれ以上の期間保存するものとする。
  - (1) 評価対象者が特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者であった場合の訓令第24条又は第48条第1項の規定による通知に係る文書等 当該文書等を取得した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算し5年

(2) 適性評価の結果等に係る文書等（前号に掲げるものを除く。）当該文書等  
を取得した日から1年未満

- 4 苦情処理責任者は、苦情の処理に当たって作成又は取得した文書等について、  
訓令第28条第1項又は第50条第1項の規定による通知を行った日の属する  
年度の翌年度の4月1日から起算し3年又はそれ以上の期間保存するものとする。

## 第2 適合事業者等における個人情報等の管理

特定秘密管理者は、適性評価に関する文書等について、適合事業者と本省との  
間で保全契約を締結する前であっても、適合事業者及び適合事業者の指揮命令の  
下に労働する派遣労働者を雇用する事業主に対して、特定秘密の保護に関する訓  
令第37条第1項に規定する特約条項の内容を踏まえ、適切に管理するよう求める  
ものとする。

## 第5章 雑則関係

### 第1 他の行政機関からの求めへの対応

訓令第57条に規定する同意の取得については、付紙第28号様式により行う  
ものとする。ただし、訓令第10条に基づき、別記第3号様式の「適性評価の実  
施についての同意書」の提出を受けることにより、既に当該評価対象者から同意  
を得ている場合は、この限りでない。

### 第2 検査

訓令第61条に規定する検査については、防衛政策局長の指定する者が実施す  
るものとする。

## 附 則

- 1 この通達は、平成26年12月10日から施行する。
- 2 第2章第4第2項第2号の規定中「特定秘密の取扱いの業務を行わせてはなら  
ない」とあるのは、法附則第2条の政令で定める日の前日までの間においては、「特  
定秘密の取扱いの業務を行わせないように努めるものとする」と読み替えるもの  
とする。

付紙第1号様式（第2章・第3章関係）

〇〇. 〇〇. 〇〇

（適性評価実施担当者） 殿

（適性評価実施責任者）

適性評価実施担当者の指名について（通知）

標記について、特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令（平成26年防衛省訓令第65号）【第6条／第36条】の規定に基づき、別紙のとおり通知する。

添付書類：別紙



付紙第2号様式（第2章関係）

〇〇. 〇〇. 〇〇

（適性評価実施責任者） 殿

（特定秘密管理者）

候補者名簿の記載事項の変更について（通知）

標記について、特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令（平成26年防衛省訓令第65号）第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり通知する。

記

- 1 氏名
- 2 職務の級又は階級
- 3 所属部署・職名
- 4 記載事項の変更内容
- 5 変更する理由

付紙第3号様式（第2章・第3章関係）

〇〇. 〇〇. 〇〇

防衛大臣 殿

（適性評価実施責任者）

適性評価に関する候補者名簿について（申請）

標記について、特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令（平成26年防衛省訓令第65号）【第8条第1項／第38条第1項】の規定に基づき、別紙のとおり申請する。

添付書類：別紙

付紙第4号様式（第2章・第3章関係）

〇〇. 〇〇. 〇〇

（特定秘密管理者） 殿

（適性評価実施責任者）

適性評価の実施に関する候補者名簿の承認について（通知）

標記について、〇〇年〇〇月〇〇日付候補者名簿に登載されている者に関し、適性評価を実施することについての防衛大臣の承認は別紙のとおりであるので、特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令（平成26年防衛省訓令第65号）【第8条第2項／第38条第2項】の規定に基づき通知する。

添付書類：別紙

〇〇. 〇〇. 〇〇

防衛大臣 殿

（適性評価実施責任者）

適性評価の実施における評価対象者の不同意について（報告）

標記について、特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令（平成26年防衛省訓令第65号）【第11条第1項／第40条第1項】の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 氏名
- 2 職務の級又は階級【適合事業者の従業者の場合：所属部署】
- 3 所属部署・職名【適合事業者の従業者の場合：役職名】
- 4 不同意書の提出があった日

付紙第6号様式（第2章・第3章関係）

〇〇. 〇〇. 〇〇

（特定秘密管理者） 殿

（適性評価実施責任者）

評価対象者の不同意による適性評価の不実施について（通知）

標記について、特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令（平成26年防衛省訓令第65号）【第11条第3項／第40条第3項】の規定に基づき、下記のとおり通知する。

記

- 1 氏名
- 2 職務の級又は階級【適合事業者の従業者の場合：所属部署】
- 3 所属部署・職名【適合事業者の従業者の場合：役職名】
- 4 不同意書の提出年月日

付紙第7号様式（第2章・第3章関係）

〇〇. 〇〇. 〇〇

防衛大臣 殿

（適性評価実施責任者）

適性評価の実施における評価対象者の同意の取下げ等について（報告）

標記について、特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令（平成26年防衛省訓令第65号）【第12条第2項／第41条第2項】の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 氏名
- 2 職務の級又は階級【適合事業者の従業者の場合：所属部署】
- 3 所属部署・職名【適合事業者の従業者の場合：役職名】
- 4 同意の取下書の提出があった日
- 5 適性評価の手続を中止した日

付紙第8号様式（第2章・第3章関係）

〇〇. 〇〇. 〇〇

（特定秘密管理者） 殿

（適性評価実施責任者）

評価対象者の同意の取下げによる適性評価手続の中止について（通知）

標記について、特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令（平成26年防衛省訓令第65号）【第12条第4項／第41条第4項】の規定に基づき、下記のとおり通知する。

記

- 1 氏名
- 2 職務の級又は階級【適合事業者の従業者の場合：所属部署】
- 3 所属部署・職名【適合事業者の従業者の場合：役職名】
- 4 同意の取下書の提出があった日
- 5 適性評価の手続を中止した日

付紙第9号様式（第2章・第3章関係）

〇〇. 〇〇. 〇〇

防衛政策局長 殿

（適性評価実施責任者）

適性評価の実施における公務所又は公私の団体への照会について（依頼）

標記について、特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令の運用について（防防調第18144号。26. 12. 10）【第2章第3第5項第1号イ／第3章第3第2項イ】の規定に基づき、別紙のとおり依頼する。

添付書類：別紙

付紙第10号様式（第2章・第3章関係）

〇〇. 〇〇. 〇〇

防衛大臣 殿  
（防衛政策局調査課長 気付）

（適性評価実施責任者）

適性評価実施担当者証の発行について（依頼）

標記について、特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令（平成26年防衛省訓令第65号）【第18条／第34条の規定により準用する第18条】の規定に基づき、別紙の対象者につき発行を依頼する。

添付書類：別紙



付紙第11号様式（第2章・第3章関係）

〇〇. 〇〇. 〇〇

防衛大臣 殿

（適性評価実施責任者）

適性評価手続の中止について（報告）

標記について、特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令（平成26年防衛省訓令第65号）【第19条第2項／第34条の規定により準用する第19条第2項】の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 氏名
- 2 職務の級又は階級【適合事業者の従業者の場合：所属部署】
- 3 所属部署・職名【適合事業者の従業者の場合：役職名】
- 4 適性評価の手続を中止した日

付紙第12号様式（第2章関係）

〇〇. 〇〇. 〇〇

防衛政策局長 殿

（適性評価実施責任者）

適性評価に関する調査の結果等についての防衛大臣への報告について（依頼）

標記について、特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令（平成26年防衛省訓令第65号）第21条第2項の規定に基づき、別紙のとおり依頼する。

添付書類：別紙



付紙第13号様式（第2章・第3章関係）

〇〇. 〇〇. 〇〇

（特定秘密管理者） 殿

（適性評価実施責任者）

適性評価の結果について（通知）

標記について、別紙のとおり決定されたので、特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令（平成26年防衛省訓令第65号）【第24条／第48条第1項】の規定に基づき通知する。

添付書類：別紙

付紙第14号様式（第2章・第3章関係）

〇〇. 〇〇. 〇〇

防衛大臣 殿

（苦情処理責任者）

適性評価に関する苦情の申出について（上申）

標記について、特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令（平成26年防衛省訓令第65号）【第26条第2項／第34条の規定により準用する第26条第2項】の規定に基づき、下記のとおり上申する。

記

- 1 氏名
- 2 職務の級又は階級【適合事業者の従業者の場合：所属部署】
- 3 所属部署・職名【適合事業者の従業者の場合：役職名】
- 4 苦情の概要
- 5 申出の提出日
- 6 苦情を処理し、又は処理しない旨の方針

付紙第15号様式（第2章・第3章関係）

〇〇. 〇〇. 〇〇

（苦情処理担当者） 殿

（苦情処理責任者）

苦情処理担当者の指名について（通知）

標記について、特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令（平成26年防衛省訓令第65号）【第26条第4項／第34条の規定により準用される第26条第4項】の規定に基づき、別紙のとおり通知する。

添付書類：別紙



〇〇. 〇〇. 〇〇

（苦情申出者の氏名） 殿

（苦情処理責任者）

適性評価に関する苦情申出について（通知）

あなたが〇〇年〇月〇日に申し出た適性評価に関する苦情について、下記のとおり通知します。

記

- 1 苦情の概要
- 2 苦情を処理し、又は処理しない旨の方針
- 3 苦情処理担当者

付紙第17号様式（第2章・第3章関係）

〇〇. 〇〇. 〇〇

防衛大臣 殿

（苦情処理責任者）

適性評価に関する苦情に係る処理の方針等について（上申）

標記について、特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令（平成26年防衛省訓令第65号）【第27条第4項／第34条の規定により準用する第27条第4項】の規定に基づき、下記のとおり上申する。

記

- 1 氏名
- 2 職務の級又は階級【適合事業者の従業者の場合：所属部署】
- 3 所属部署・職名【適合事業者の従業者の場合：役職名】
- 4 苦情の概要
- 5 調査の結果
- 6 処理の方針

付紙第18号様式（第2章関係）

〇〇. 〇〇. 〇〇

（適性評価実施責任者） 殿

（特定秘密管理者）

特定秘密取扱職員の事情変更に伴って講じた措置について（通知）

標記について、下記のとおり適性評価実施後に特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第12条第1項第3号に該当する事情が認められ、所要の措置を講じたため、特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令（平成26年防衛省訓令第65号）第30条第2項の規定に基づき通知する。

記

- 1 氏名
- 2 職務の級又は階級
- 3 所属部署・職名
- 4 事情の概要
- 5 講じた措置

【特定秘密を業務として取り扱っている者の氏名／その上司等の氏名】 殿

（特定秘密管理者）

特定秘密を業務として取り扱っている者の事情変更に関する【連絡／申出】について（通知）

標記について、あなたから特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）に規定する【連絡／申出】を受けた下記の内容については、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第12条第1項第3号に規定する事情に該当しないと認めるので、通知します。

記

- 1 特定秘密を業務として取り扱っている者の氏名
- 2 職務の級又は階級【適合事業者の従業者の場合：所属部署】
- 3 所属部署・職名【適合事業者の従業者の場合：役職名】
- 4 【連絡／申出】に係る事情の概要





付紙第22号様式（第2章関係）

〇〇. 〇〇. 〇〇

（異動後の適性評価実施責任者） 殿

（異動前の適性評価実施責任者）

適性評価を実施した職員等の異動について（通知）

標記について、特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令（平成26年防衛省訓令第65号）第33条第1項の規定に基づき、別表のとおり通知する。

添付書類：別表、同意書（写し）、質問票（写し）、誓約書（写し）、調査票（写し）  
（各〇通）



（適合事業者） 御中

（特定秘密管理者）

適性評価の実施に関する名簿について（通知）

貴社の従業者について、〇〇年〇〇月〇〇日付の適性評価に関する名簿に記載されている者に関し、特定秘密の取扱いの業務を行なわせる必要がないと認められる者がいたため、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）の規定により、別紙のとおり通知します。

【なお、別紙に記載されている者が貴社の指揮命令の下に労働する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいいます。）であるときは、特定秘密の取扱いの業務を行なわせる必要がないと認められる者であることを、当該従業者を雇用する事業主に通知してください。※当該従業者が派遣労働者である場合に追記】

<問合せ先>

防衛省（部局名）

住所

電話

電子メール

〇〇. 〇〇. 〇〇

（適合事業者） 御中

（特定秘密管理者）

適性評価の実施に関する名簿の承認について（通知）

貴社の従業者について、〇〇年〇〇月〇〇日付の適性評価に関する名簿に登載されている者に関し、適性評価を実施することについての防衛大臣の承認は別紙のとおりであるので、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）の規定により通知します。

【なお、別紙に記載されている者が貴社の指揮命令の下に労働する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいいます。）であるときは、適性評価を実施することについての防衛大臣の承認について、当該従業者を雇用する事業主に通知してください。※当該従業者が派遣労働者である場合に追記】

<問合せ先>

防衛省（部局名）

住所

電話

電子メール

付紙第25号様式（第3章関係）

〇〇. 〇〇. 〇〇

防衛政策局長 殿

（適性評価実施責任者）

適性評価に関する調査の結果等についての防衛大臣への報告について（依頼）

標記について、特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令（平成26年防衛省訓令第65号）第45条第2項の規定に基づき、別紙のとおり依頼する。

添付書類：別紙







適性評価の過程で得た情報の提供に関する同意書

私は、貴省（庁）が適性評価の実施に当たって取得した情報（保存期間（5 年適性評価の結果又は適性評価の手続を中止する旨を通知した場合）又は 3 年（適性評価の実施についての不同意書又は同意の取下書が提出された場合））を経過し、廃棄等されたものは除く。）が、今後、出向又は併任により他の行政機関において勤務し、又は自らの所属する企業が他の行政機関と契約を行い、特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった場合において、当該他の行政機関での適性評価の実施に必要な範囲内で、当該他の行政機関の長からの照会に応じて、提供されることがあることについて同意します。

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

氏名 \_\_\_\_\_